

理工学研究科教育職員免許状取得要領

- (1) 教育職員免許法所定の単位（各教科それぞれ24単位以上）を修得し理工学研究科を修了した者で、次表の要件に該当する者は、申請により、教育職員免許状が授与される。

免許状の種類（教科）	基礎資格
中学校教諭専修免許状（数学）	修士の学位を有すること。 中学校教諭一種免許状（数学）を取得していること。
高等学校教諭専修免許状（数学）	修士の学位を有すること。 高等学校教諭一種免許状（数学）を取得していること。
中学校教諭専修免許状（理科）	修士の学位を有すること。 中学校教諭一種免許状（理科）を取得していること。
高等学校教諭専修免許状（理科）	修士の学位を有すること。 高等学校教諭一種免許状（理科）を取得していること。
高等学校教諭専修免許状（情報）	修士の学位を有すること。 高等学校教諭一種免許状（情報）を取得していること。
高等学校教諭専修免許状（工業）	修士の学位を有すること。 高等学校教諭一種免許状（工業）を取得していること。

- (2) 取得可能な教育職員免許状は下記の表のとおりとなる。

専攻	取得可能な教育職員免許状
理工学専攻	中学校教諭専修免許状（数学） 高等学校教諭専修免許状（数学） 中学校教諭専修免許状（理科） 高等学校教諭専修免許状（理科） 高等学校教諭専修免許状（情報） 高等学校教諭専修免許状（工業）

- (3) 毎年11月頃に教育職員免許状申請のためのガイダンスを実施予定。実施時期、場所等は、別途掲示によって通知するため、注意すること。